五　申請の理由
六　その他参考となるべき事項
3　法第十二条の二第二項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。
一　申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
二　移入場所の所在地及び名称並びに当該移入場所が当該課税石油ガスを継続して移入する場所であることの事実
三　移出者の住所及び氏名又は名称
四　移出する石油ガスの充てん場の所在地及び名称
五　申請の理由
六　その他参考となるべき事項
4　税務署長は、前二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をするときはその旨及び法第十二条の二第一項又は第二項の規定が適用されることとなる最初の日を、承認をしないときはその旨及びその理由を当該承認の申請者に対し、書面により通知しなければならない。
5　税務署長は、法第十二条の二第四項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及び同条第一項又は第二項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面により通知しなければならない。
6　法第十二条の二第一項第二号の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
二　当該承認に係る石油ガスの充てん場の所在地及び名称
三　当該承認に係る移出先の所在地及び名称並びに当該移出先に移入していた者の住所及び氏名又は名称
四　当該承認を受けた年月日
五　届出の理由
六　法第十二条の二第一項の規定の適用を受けないこととなる年月日
七　その他参考となるべき事項
7　法第十二条の二第二項の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
二　当該承認に係る移入場所の所在地及び名称
三　当該承認を受けた年月日
四　届出の理由
五　法第十二条の二第二項の規定の適用を受けないこととなる年月日
六　その他参考となるべき事項
第二十条第一項第四号中「充てん設備」を「充塡設備」に改め、同項第五号中「石油ガスの充てん業」を「石油ガスの充塡業」に改め、同条第二項中「石油ガスの充てん業を」を「石油ガスの充塡業を」に改め、同項第三号中「石油ガスの充てん業」を「石油ガスの充塡業」に改める。

**附　則**

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百四十号**

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十条の二第一項（第一号を除く。）、第二項、第五項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項第一号中「者とが」を「者が」に改め、同号イ中「当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を」を削り、同号ロ中「当該」を「移入した」に改め、同項第二号中「掲げる場所」を「定める場所」に改め、「証する書類」の下に「（次条第一項第二号において「未納税移入証明書」という。）」を加え、「同号イ」を「前号イ」に改め、同条第三項第三号及び第四項第三号中「又は法」を「又は」に改め、同条第五項中「掲げる指定した日」を「定める日」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（未納税移出に関する特例）

**第十条の二**　法第十条の二第一項に規定する原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取者は、当該原油、ガス状炭化水素又は石炭につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によりその明細を明らかにしなければならない。

一　当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移出した者と当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入した者が同一である場合　前条第二項第一号イからホまでに掲げる事項を帳簿に記載する方法

二　前号に掲げる場合以外の場合　未納税移入証明書に基づいて、前条第二項第一号イからホまでに掲げる事項並びに当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を移入した者の住所及び氏名又は名称を帳簿に記載する方法

2　法第十条の二第一項第二号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を同号に規定する税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
二　移出する採取場の所在地及び名称
三　移出先の所在地及び名称並びに当該移出先が当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を継続して移入する場所であることの事実
四　移出先に移入する者の住所及び氏名又は名称
五　移出の理由又は目的
六　申請の理由
七　その他参考となるべき事項

3　法第十条の二第二項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を同項に規定する税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
二　移入する場所の所在地及び名称並びに当該場所が当該原油、ガス状炭化水素又は石炭を継続して移入する場所であることの事実
三　移入の理由又は目的
四　移出者の住所及び氏名又は名称